

法定調書の提出期限は 2月2日です

平成20年分の法定調書の提出期限は2月2日(月)です。なお、書類ごとに提出先が異なりますので、ご注意ください。

【釧路税務署へ提出】

- ▽給与所得の源泉徴収票
- ▽退職所得の源泉徴収票
- ▽不動産の使用料等の支払調書
- ▽その他の支払調書

※給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表を添えて提出

【受給者の所在地の市町村へ提出】

- ▽給与支払報告書(個人別明細書)
- ※給与支払報告書(総括表)を添えて提出
- ▽退職所得の特別徴収票

また、税務署へ提出する法定調書(合計表を含む)は、作成や提出が便利な『国税電子申告・納税システム(e-Tax)』で提出することができ、詳しくはご利用ください。詳しい内容についてはお問い合わせください。

- 問い合わせ／釧路税務署 ☎0154-31-5100

ついで

調理業務に従事している 調理師は届け出が必要です

調理師法の規定により、調理の業務に従事している調理師は2年ごとに就業届出が必要です。

今年がその年にあたりますので、平

成20年12月31日現在の状況を平成21年1月15日(木)までに提出してください。届出用紙は、北海道全調理師会釧路支部または最寄りの保健所・支所にあります。

- 対象者／▽寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ▽飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

- 提出先／社団法人北海道全調理師会
釧路支部 (〒085-0821 釧路市鶴ヶ岱1丁目8番地12号 三笠哲男方)

- 問い合わせ／釧路保健所健康推進課 ☎0154-22-1233、社団法人北海道全調理師会釧路支部 ☎0154-42-6678

制度

筆界特定制度を ご存知ですか

法務局では、平成18年から筆界特定を行っています。筆界特定とは、一筆の土地およびこれに隣接する他の土地について、筆界の現地における位置を特定することをいいます。

筆界特定の申請ができるのは、筆界の位置が不明である、あるいは筆界について隣接地の所有者との間で争いがある場合などです。申請人となるのは、その土地の所有者(登記上の所有者)です。申請にかかる経費は、申請の際に納

付する手数料と筆界を特定するために測量する場合の測量経費となります。詳しくはお問い合わせください。

- 問い合わせ／釧路地方法務局筆界特定室 ☎0154-31-5027

石綿健康被害に対する 特別遺族給付金について

石綿による健康被害の救済に関する法律が一部改正され、特別遺族給付金の請求期限が平成24年3月27日までに延長され、支給対象が平成18年3月26日までに亡くなった労働者(または特別加入者)の遺族の人へと拡大されました。

- 詳しい内容や請求手続きなどについては、お問い合わせください。
- 問い合わせ／北海道労働局労災補償課 ☎011-709-2311

福祉

特別慰労品の請求期限が せまっています

外地からの引揚者、恩給を受けていない旧軍人であった人、シベリアなどで強制抑留された人で特別慰労品を請求されていない人は、平成21年3月31日受付が終了しますので、早急に申請してください。

請求書は保健福祉総合センター内社会児童係の窓口にあります。

- 問い合わせ／独立行政法人平和記念事業特別基金 ☎0120-234-933 (土、日、祝日を除く9時15分から17時15分)

冬の森でアウトドアを 楽しもう

釧路森づくりセンターでは森林の役割や必要性についての理解を深めてもらうために『森で遊ぼう!冬』を開催します。

樹木や動物たちの足跡の観察、たき火を囲んで松ぼっくりなどの飾り炭づくり、丸太切り体験など冬の森で楽しいひとときを過ごしませんか。

- 日時／2月1日(日)9時30分から12時30分(荒天中止)
- 場所／緑のふるさと公園、ネイパル厚岸(集合はネイパル厚岸前広場)
- 内容／冬の森林観察、飾り炭づくり、丸太切り体験
- 定員／先着30人
- 参加料／保険料として30円程度(参加人数によって変わります)
- 締め切り／1月22日(木)
- 申し込み・問い合わせ／釧路森づくりセンター管理課 ☎52-2165

